

〈学会名あるいは会長名で発信する対外的な要望書や声明文の取り扱いについて（指針）〉

趣旨：

日本陸水学会（以下、学会）は、ときとして各種の環境問題や社会問題等に直接関係のある事案を取り扱うことがある。そのような場合、事案によっては、学会名あるいは会長名を付した要望書や声明文を対外的に発信する必要があることがある。本指針は、このような場合に対応する時の手順を示す。

1. 日本陸水学会会員（以下、会員）または学会附置の委員会は、学会名あるいは会長名を付した要望書／声明文を対外的に発信する必要がある場合、これを学会に要求することができる。会長は、陸水学の進歩・普及ならびに応用に資することが自明である場合は、評議員会の審議を経て要求された文書を対外的に発信することができる。なお、要求された文書が、著しく他の利益を損なう恐れがある場合は、評議員会および総会において慎重な審議を経て実施する。
2. 学会名あるいは会長名を付した要望書や声明文を必要とする会員は、学会の環境幹事に要望書／声明文の素案を電子ファイルで提出する。この場合、提出する文書の様式は別に定めるが、以下の項目について記載する。
 - （1）提案に関する代表者ならびに賛同者の氏名、所属、連絡先
 - （2）発信すべき要望の題目、素案、提出先
 - （3）要望を提出すべきと考える理由
 - （4）要望を提出すべきと考える原因となった、要望提出先による記事あるいは活動の証拠（書籍の該当する部分、活動の案内文、新聞記事の複写など）
 - （5）要望が適正であることを示す科学的根拠（その基礎となる研究論文や資料を添付のこと）
3. 要求を受け取った環境幹事は、幹事長と会長に要求事案が生じた旨を連絡する。
4. 環境幹事、幹事長と会長は、上記1の基準に基づいて当該要求事案に関する要望書／声明文を発信すべきかどうかを議論する。
5. 環境幹事、幹事長と会長が発信すべきと判断した場合、評議員会に諮る。評議員会による審議は、上記1の基準に基づいて行われる。
6. 評議員会は、当該案件の扱いについて①発信すべきである、②判断を総会に委ねる、③発信すべきでない、のいずれかの決定を行う。特に重要な案件で、かつ年1回の評議員会を待てないほどの緊急性が無いと判断される場合を除いて、決定に必要な議論はメール会議で行うことを原則とする。時間的もしくは社会的制約による緊急性がある場合は、時間を区切って発信の可否を問い、否が回答の過半数を超えなければ発信を行うことができる。
7. メール会議の参加者は要求した会員、評議員、環境幹事、幹事長と会長とする。
8. 上記4および6の議論および審議で、要望書／声明文の要求が認められなかった場合、要求を出した会員は学会に不服を申し立てることができる。この場合、環境幹事、幹事長と会長、あるいは評議員会は、必要に応じて再度審議を行う。
9. 案件が総会に諮られた場合、環境幹事は、評議員会での議論の内容と共に当該案件を説明し、審議に付す。この場合、総会出席者の過半数の賛成をもって最終決定を行う。

2018年2月5日改訂

様式

日本陸水学会から発信する対外的要望に関する提案書

提案者（代表）

氏名
所属
連絡先

提案者（賛同者、日本陸水学会会員であること）

氏名
所属
連絡先

発信すべき要望の題目

発信すべき要望の概要

要望の提出先

要望を提出すべきであるとする理由

要望提出の原因となる記事・活動等（要望提出先の機関等によるもの）

要望が適正であることを示す科学的根拠（その基礎となる研究論文や資料を添付のこと）